

【マイナンバー記載にあたっての本人確認】

医療福祉費支給制度(マル福)に関する各種手続は、受給対象者本人又は保護者等が行うことになっています。申請書にマイナンバーをご記入いただくにあたり、受給対象者本人および受給対象者と生計を共にする人全員のマイナンバーの確認及び窓口に来られた方の本人確認が必要となります。

また、代理人が手続を行なう場合は、委任状が必要です。(申請者に代わって手続を行なう代理権の確認も兼ねています)

マイナンバー記載に伴い必要となるマイナンバー確認及び本人確認等			
窓口に来られた方	マイナンバー確認	本人確認	代理権の確認
受給対象者 又は 保護者等		申請者の 本人確認が できるもの	—
代理人	<ol style="list-style-type: none"> 受給対象者のマイナンバーが確認できるもの 受給対象者と生計を共にする人全員のマイナンバーが確認できるもの 	窓口に来られた代理人の本人確認ができるもの	<ol style="list-style-type: none"> 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 任意代理人の場合は、委任状 1.2.が困難な場合には、申請者の1点確認書類の原本 又は 申請者の2点確認書類のうち官公署発行分の原本

【マイナンバーが確認できる書類】(郵送及び代理申請の場合はコピー可)

- 個人番号カード
- 通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写し
- マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

【本人確認書類】(郵送の場合はコピー可)

本人確認書類一覧	
種別	書類一覧
1点で良いもの	<p><官公署等発行(顔写真あり)></p> <ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • パスポート • 個人番号カード(平成28年1月より発行) • 住基カード様式第2(顔写真あり) • 身体障害者手帳 • 在留カード(外国人住民)(更新前の外国人登録証明書を含む) • 特別永住者証明書(外国人住民)(更新前の外国人登録証明書を含む) • 一時庇護許可書・仮滞在許可書 • 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の交付) • 療育手帳 • 精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり) • 雇用保険受給資格者証 等
2点必要なもの	<p><官公署等発行(顔写真なし)></p> <ul style="list-style-type: none"> • 住基カード様式第1(顔写真なし) • 健康保険証 • 年金手帳・年金証書 • 介護保険証 • 各種医療受給者証 • 保護受給証明書 • 運転経歴証明書(平成24年3月31日以前の交付) • 精神障害者保健福祉手帳(顔写真なし) 等
その他	<p>上記「2点必要なもの」の1つに、下記を加え組み合わせて2点の提示が必要です。 ※下記を2点以上提示しても不可</p> <ul style="list-style-type: none"> • 氏名及び住所の記載された公共料金の領収書 • 官公署発行の本人宛郵便物 等

※郵送の場合、最新の住所等が裏書されているものについては、裏面のコピーも提出してください。